

情報公開法による公開と新規性欠如（特許法29条1項）について

弁護士法人関西法律特許事務所
知的財産法研究会 弁護士・弁理士 村林 隆一
弁護士・弁理士 井上 裕史

「内型枠構造事件」（大阪地判平成24年10月4日・平成22年（ワ）第10064号）
（判例時報2202号104頁・判例タイムズ1399号237頁）

本論稿では、新規性欠如が争われた事例を紹介する。なお、判決引用部分の下線は、いずれも筆者が付した。

第1 事案の概要と裁判所の判断

1 事案の概要

原告は、トンネル架設工事資材の設計製造、販売及び一般土木工事資材の設計製造、販売等を目的とする株式会社であり、同社が保有する「トンネル用セントル（トンネルの壁面にコンクリートを打設するための円筒形・半円筒形等の型枠）に関する特許権」を、被告が侵害したとして、差止及び損害賠償請求訴訟を提起した。これに対し、被告は、本件特許権はいずれも、その出願前に情報公開法により公開されていたことから新規性を欠くなどとしての特許法104条の3の抗弁を主張して争った事案である。

2 本件特許

- (1) 原告は下記の特許権者である。本件では、原告の「内型枠構造」に関する特許（原告特許権1）と「外型枠構造」に関する特許（原告特許権2）が対象となっているが、本論稿では、原告特許権1のみ説明する。

登録番号 第3891210号
発明の名称 内型枠構造
出願日 平成17年9月27日
登録日 平成18年12月15日
特許請求の範囲（請求項1）

外型枠の内側に配されて、該外型枠との間でコンクリート製構造物を作製するための内型枠構造において、内型枠に設けた開閉窓と、外型枠と内型枠との間に設ける上記コンク